おらほの納税教室 ゼイコップ 第12話

次号につづく

ペンネーム★リョーコ

今月の税

町県民税……第3期
国民健康保険税……第5期
後期高齢者医療保険料…第4期
介護保険料……第4期

納付期限	口座振替日
10月31日(月)	10月25日(火)

青色申告と白色申告の違い

項　目	青　色　申　告	白　色　申　告
帳　簿	現金出納帳 ＋ 白色申告で必要な帳簿	売上帳、仕入帳、経費帳など
事前の届出	必　要	不　要
確定申告時の作成書類	所得税青色申告決算書	収支内訳書
税制上の優遇処置	様々な特典あり ※詳細は、「青色申告の主な特典」のとおりです。	な　し

青色申告の主な特典

★事業所得から最大65万円を控除できる「青色申告特別控除」

複式簿記により記帳している方は、一定の要件の下で最大65万円を控除することができます（簡易な帳簿の場合は、最大10万円控除です）。

★赤字を３年間繰り越す「純損失の繰越控除」

事業所得などに赤字が出た場合は、翌年以降最大３年間繰り越すことができます。

★事業を手伝う家族への給料が全額経費になる「青色専従者給与」

生計を一にする配偶者や１５歳以上の親族で、かつその事業に６か月以上従事している人に支払う給与について、仕事の内容から相当な金額を支払う場合は、必要経費にすることができます（「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です）。

青色申告にするためには、何をすればいいの？

青色申告にするためには、税務署への申請が必要です。青色申告をしようとする年の３月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を気仙沼税務署に提出して、承認を受けると青色申告を利用することができます。

平成29年分から青色申告を始めたい場合は、平成２９年３月１５日までに申請が必要となります。
※青色申告についてご不明な点は、気仙沼税務署（☎22-6780）へご相談ください。

＜ゼイコップのワンポイントアドバイス＞

『青色申告の特典を生かして、節税効果を高めよう!』

ご家族で事業を営んでいる場合や、毎年の収入の変動が大きいような場合は、青色申告をおすすめします。上記で挙げた特典のほかにも有利なことがあるので、節税効果は高くなります。
また、自分で申告するのが不安な方は、税理士に依頼する方法や商工会に相談する方法があり、これらの委託料は必要経費に含めることができます。

問い合わせ　町民税務課税務係　☎46-1372